

鈴鹿市と三井住友海上火災保険株式会社の
連携と協力に関する包括協定

令和3年3月25日

鈴 鹿 市

三井住友海上火災保険株式会社

鈴鹿市と三井住友海上火災保険株式会社の連携と協力に関する包括協定

鈴鹿市（以下「甲」という。）と三井住友海上火災保険株式会社（以下「乙」という。）とは、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が相互に連携を強化し、地域の活性化及び市民サービスの向上とともに、安全安心のまちづくりを推進することを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲乙は、前条の目的を達成するために、次の各号に定める事項について連携し協力する。

- （1） 防災・減災及びリスクマネジメントに関すること
- （2） 交通安全対策等の地域の安全安心に関すること
- （3） 地域産業の振興・支援に関すること
- （4） 子育て支援に関すること
- （5） 観光振興に関すること
- （6） 環境保全に関すること
- （7） 健康増進、高齢者・障がい者の支援に関すること
- （8） その他、SDGsを意識した地域の活性化及び市民サービスの向上に関すること

2 甲乙は、前項各号に定める事項を効果的に推進するため、具体的な取組内容、実施方法及び費用負担その他の条件について必要に応じて協議を行うものとする。

3 乙は、甲と協議の上、第1項各号に定める取組の一部を乙の関連会社を実施させることができる。

（秘密保持）

第3条 甲乙は、本協定に基づく連携により相手方から受領した情報について、第1条に定める目的の範囲内でのみ使用するものとし、相手方の書面による事前の承諾なく第三者に開示又は漏洩してはならない。ただし、次の各号に定める情報はこの限りではない。

- （1） 相手方から受領した時に既に公知となっていたもの、又は相手方から受領後、自らの故意又は過失によらずして公知となったもの
- （2） 相手方から受領した時に既に保有していたもの、又は相手方から受領後にその情報を開示する正当な権限を有する第三者から入手したもの

(3) 法令により開示を求められたもの

2 甲乙は、本協定が第5条に定める有効期間の満了により効力を失った後も、前項による秘密保持の義務を負うものとする。

(反社会的勢力の排除)

第4条 甲乙は、次の各号に定める事項のいずれかに該当し、又は報道等により該当する蓋然性が高いと一般的に認められる場合には、相手方是何らの催告を要せず本協定を解除することができる。なお、甲乙が本条の定めにより本協定を解除した場合、解除された相手方に損害が生じても解除した当事者は賠償責任を負わないものとする。

(1) 甲乙又は甲乙の役員若しくは実質的に経営に関与する者又は従業員等（以下「役職員等」という。）が、暴力団、暴力団員、暴力団関係者、総会屋、社会運動標榜ゴロ、政治活動標榜ゴロ、特殊知能暴力集団等といった反社会的勢力（以下「反社会的勢力」という。）である、又は反社会的勢力であった場合

(2) 甲乙又は甲乙の役職員等が反社会的勢力に対し、不適切な出資、貸付、資金若しくは役務提供等をしている場合又は反社会的勢力と何らかの不適切な取引をしている場合

(3) 前各号に定める場合のほか、甲乙又は甲乙の役職員等が反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を持っている場合

(4) 甲乙又は甲乙の役職員等が、自ら又は第三者を利用して、相手方に対して暴行、傷害、脅迫、恐喝、威圧等の暴力的行為又は詐欺的手法等を用いて不当な要求行為等を行った場合

(有効期間)

第5条 本協定の有効期間は、本協定締結の日から1年間とする。ただし、有効期間満了の前月末日までに、甲乙のいずれかから本協定を更新しない旨の通知があった場合を除き、本協定は1年間更新され、以後この例による。

2 甲乙のいずれかが本協定の解除を希望する場合には、解除予定日の1か月前までに書面をもって相手方に通知することで、本協定を解除することができるものとする。

(協議)

第6条 本協定に定めのない事項及び本協定の解釈又は履行につき疑義を生じた場合は、甲乙にて誠意をもって協議の上、円満に解決を図るものとする。

本協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各1通を保有する。

令和3年3月25日

甲 三重県鈴鹿市神戸一丁目18番18号
鈴鹿市
鈴鹿市長

乙 愛知県名古屋市中区錦一丁目2番1号
三井住友海上火災保険株式会社
執行役員 中部本部長